

認定高度保安実施者制度について

2024年3月21日

高圧ガス保安室

1. 認定高度保安実施者制度について【報告】

- ① 認定高度保安実施者制度の施行について**
- ② サイバーセキュリティに関する調査機関の
指定について**
- ③ 令和6年度スケジュールについて**

2. 民間規格評価機関について【審議】

1. ①認定高度保安実施者制度の施行について

- 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和5年12月21日施行）において、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業所について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度を創設（認定高度保安実施者制度）。

＜認定高度保安実施者の認定要件＞

認定要件	内容
①経営トップのコミットメント	・ 保安確保に係る理念・社内ルールの整備を明確化するための経営トップのコミットメント、保安管理体制を監査・検証できる組織体制の構築を求める。
②高度なリスク管理体制	・ リスクの回避・低減策を策定し、継続的にアップデートしていくため、保安管理プロセスを実施する体制の構築を求める。
③テクノロジーの活用	・ 設備の劣化状況を診断する技術、運転管理を高度化する技術、保安管理業務を高度化・効率化する技術等の導入を求める。 ・ 導入前後の効果・リスクの評価・検証プロセスを求める。
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	・ IoT機器等を活用した産業保安のスマート化はサイバーセキュリティ対策が一層重要であるため、導入するテクノロジーに応じてサイバーリスクを検証し、必要な対策を求めるとともに、対策の継続的な改善に努めているかを確認する。

1. ①認定高度保安実施者制度の施行について

- 認定高度保安実施者制度の施行に伴い、高圧ガス保安法の政省令、告示改正等を実施。（令和5年12月21日施行）

＜主な関係法令等の改正等とその概要＞

【政令】高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）の改正

- 認定高度保安実施者等の認定の有効期間を規定。

【政令】高圧ガス保安法関係手数料令（平成9年政令第21号）の改正

- 認定高度保安実施者制度における認定又はその更新を受ける者が支払うべき手数料について実費を勘案した額を規定。

【省令】コンビナート等保安規則（昭和61年省令第88号）等の改正

- 認定制度に係る手続きや認定の基準（①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応に係る基準）を規定するとともに、認定事業者に対する各種特例等（製造施設の位置・設備等の変更の手続や危害予防規程・保安人員に関する手続等）について規定。

【告示】認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（令和5年告示第166号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に関する保安管理システムに係る一般要求事項などを規定。

【通達】認定高度保安実施者の認定について（20231213保局第1号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に係る製造施設等の解釈や、認定申請者の欠格事由など規定。

【通達】認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（20231213保局第2号）（新設）

- 認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査や認定基準の詳細などを規定。

【通達】民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）（20231213保局第3号）（新設）

- 民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを規定。

1. ①認定高度保安実施者制度の施行について

- 認定高度保安実施者制度の認定事業者に対しては、製造施設の位置・設備等の変更の手續や危害予防規程・保安人員に関する手續等について、事業所の保安力に応じて、届出等の手續の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置（記録保存義務は維持）。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- 【高圧ガス保安法第39条の21、コンビナート等保安規則第49条の7の9等】
- ・認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
 - ・**軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
 - ・**それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

保安人員（保安係員等）の配置

- 【高圧ガス保安法第39条の24、コンビナート等保安規則第49条の7の11等】
- ・認定事業者においては、現行の保安人員の配置を基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置を適正化**
 - ・一例として、**製造設備の運転状態の監視を行う等、大臣が認める方法により保安管理**を行う場合は、**施設の区分ごとに保安係員を選任することを不要**とする

完成検査・保安検査

- 【高圧ガス保安法第39条の22、第39条の27、コンビナート等保安規則第49条の7の13等】
- ・認定完成検査実施者制度及び認定保安検査実施者制度（以下「旧認定制度」という。）と同様に**自主検査**を維持
 - ・その際、認定高度保安実施者制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しない**こととする
 - ・ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
 - ・保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ、CBM※や常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

危害予防規程の作成、変更・保安人員（保安係員等）の選解任

- 【高圧ガス保安法第39条の23、第39条の24】
- ・認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自主的に管理するものとし、**記録保存**とする

定期自主検査

- 【高圧ガス保安法第39条の27】
- ・自主的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

※ 特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うものをいう（特定認定高度保安実施者に限る特例措置）

1. ②サイバーセキュリティに関する調査機関の指定について

- 経済産業大臣は、高圧ガス保安法第39条の16に基づき、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者に対し、認定基準に適合しているかどうかについて意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。
- 本制度の認定要件を検査するため、サイバーセキュリティの専門性を有した組織を経済産業大臣の指定する者として指定する要件が必要であったことから、「高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令」（平成9年通商産業省令第23号。以下「指定則」という。）を改正し、サイバーセキュリティに係る指定機関の要件を規定した。
- 今般、一般財団法人日本品質保証機構より、サイバーセキュリティに係る認定要件の調査を行う者として指定申請等を受けたため、指定則に基づき審査を行ったところ、審査項目に適合していると評価できたことから、令和6年3月18日付けで同機構の指定を行った。

一般財団法人日本品質保証機構（JQA）

- ・設立：昭和32年（財団法人日本機械金属検査協会として設立し、平成23年に一般財団法人日本品質保証機構に移行）
- ・公正・中立な立場の第三者適合性評価機関
- ・情報セキュリティに関するISO/IEC 27001認証及びクラウドサービスセキュリティに関するISO/IEC 27017認証を実施
- ・ISO 9001、ISO 14001をはじめとするマネジメントシステム認証の総登録件数において、認証機関として国内最多の実績
- ・その他、国内外の法規制や認証制度の指定機関として、電気製品・医療機器・車載機器に関する電気安全の認証・試験、JISマーク認証等を実施

出典：一般財団法人日本品質保証機構（JQA） 総合案内、サービスハンドブック より抜粋・修正

1. ③令和6年度スケジュールについて

- 令和6年度の認定に係るスケジュールは以下のとおり。申請書の受付は2週間、現地検査の候補日は5週間を目処として一定の期間を確保する。
- このほか、申請者からの事前相談は随時受け付ける。

<認定高度保安実施者の認定スケジュール（令和6年度）>

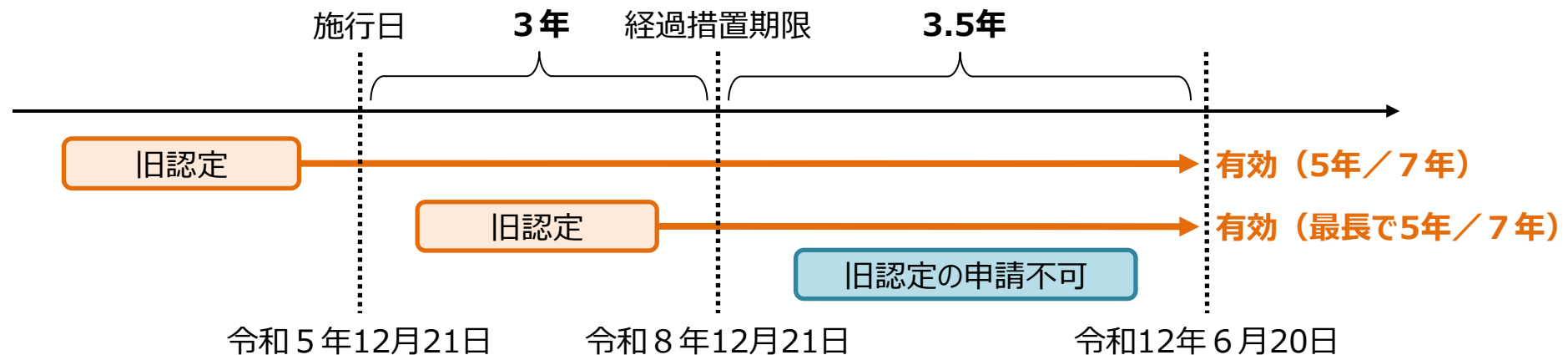
	申請書の提出	現地調査	検討会※ (審査会審査)	認定の目安
第1回	4月第1週～ 4月第2週	5月第2週～ 6月第2週	7月中旬	8月以降
第2回	7月第1週～ 7月第2週	8月第1週～ 9月第2週	10月中旬	11月以降
第3回	10月第1週～ 10月第2週	11月第2週～ 12月第2週	令和7年 1月中旬	令和7年 2月以降
第4回	1月第2週～ 1月第3週	2月第2週～ 3月第2週	令和7年 4月中旬	令和7年 5月以降

※「高圧ガス高度保安認定検討会（仮称）」

(参考) 高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 令和5年12月21日より前に、旧認定制度に係る認定を受けている事業者は、改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持する。
- 移行準備期間として、令和5年12月21日から3年の経過措置期間（令和8年12月21日まで）を設定（附則第1条第4号）し、同期間は、旧認定制度又は認定高度保安実施者制度のいずれに係る申請も可能とする。
- 経過措置期間において、旧認定制度に係る認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（令和12年6月20日まで）とする。（附則第2条第2項及び第3条第2項）
- 経過措置期間中に旧認定制度に係る認定を受けた事業者が、当該認定の有効期間中に、認定高度保安実施者制度に係る認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする。

＜旧認定制度の認定期限及び経過措置期間＞



1. 認定高度保安実施者制度について【報告】

- ① 認定高度保安実施者制度の施行について
- ② サイバーセキュリティに関する調査機関の
指定について
- ③ 令和6年度スケジュールについて

2. 民間規格評価機関について【審議】

A認定事業者向けの特例措置について（振り返り）

- **産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）**において、A認定事業者に係る検査面での制度的措置として「A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、下記のように検査面での制度的措置を拡充し、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化するものとする。」とされた。
- また、同報告書では、産業保安における今後の技術基準等の策定のあり方として、「民間における高度な技術的知見を直接かつより迅速に国の技術基準等へと採用していくため、従来の国・安全関係団体の審議会・委員会等を通じた基準策定機能とは別に、学会、業界団体等の民間主導の規格策定機関において自律的に検討・結論づけられた技術基準等を国又は安全関係団体の技術基準等として直接採用していく仕組みの導入やその拡大を進めることが適切である。」という方針が示されている。

（補論）A認定事業者に係る検査面での制度的措置

高圧ガス

- A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、**検査面での制度的措置を拡充し**、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化。

①CBM (Condition Based Maintenance) の円滑化

- 例えば、高圧ガス小委員会等で技術的検証を行い、以下について検討する。
 - － 現行の減肉判断：単純腐食に加え、クラック・クリープも対象
 - － CBMの考え方をういた検査方法の拡大の検討：計測器類・遮断弁等
- KHKへの腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務を廃止

②検査に係る基準・規格の柔軟化

- － 採用する基準・規格（海外規格等）の大臣認定制（採用する基準・規格の複線化・複相化の円滑化）

※具体的には、例えば、通達（補足1）において、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法について「KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)（補足2）又はこれと同等の基準」を用いることになっているが、「これと同等の基準」について、事業者自らの判断に加え、大臣が認定することにより、検査に係る基準・規格を柔軟に選択できるようにすることが含まれる。また、肉厚測定の間隔（現行4年以内）及び検査時期設定係数（現行0.8）のあり方については、事業者において、その能力や設備管理の実態等に応じ、一定の範囲で決定できるなど仕組みの柔軟化を図る方向で検討する。その際、「一定の範囲」については、肉厚測定の間隔及び検査時期設定係数に関して事業者が選択しうる最大の値のあり方等について、B認定との差異化も考慮しつつ、技術的な検証を踏まえて検討する。

（補足1）「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」2020.12.18保局第1号
（補足2）高圧ガス設備の使用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準

（注1）A認定の認定時、採用する基準・規格のリストを添付し、同時に採用する基準・規格の認定を受けることも可能とする方向で検討する。

（注2）なお、B認定においては、引き続き、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)によるものの、技術的な検証を踏まえ、肉厚測定の間隔（現行最大2年⇒例えば4年）及び検査時期設定係数（現行0.5⇒例えば最大0.8）の柔軟化措置を講じる方向で検討する。

11

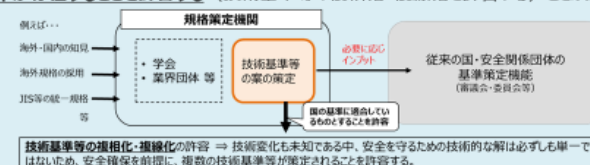
6-1. 各産業保安分野に共通した重要課題①

産業保安の将来を見据えた保安体制のあり方（保安業務の委託の円滑化等）

- 現行の規制体系では、施設・設備の設置者・所有者等が自ら保安業務を実施することが基本となっているが、**今後の保安人材の枯渇の深刻化が見込まれる中では、保安業務の委託を円滑化**すること等を通じ、いわば**分散化している保安業務をむしろ集約化する**方向で捉え、**保安能力を有した者が産業保安を確保していく規制体系を指向・検討していくことも重要。**
- 今後、産業保安分野では、**スマート保安が進む一方、IoT等のテクノロジーへの投資余力がある事業者の範囲には一定の限界がある中で、効率的にテクノロジーを用いた高度な保安により我が国の産業保安を確保する観点からも、この点が重要。**
- **各産業保安分野の実態や特性を踏まえるとともに、安全確保や施設・設備の設置者・所有者等の責任の重要性を前提として、保安業務の委託の円滑化を進めていくための規制体系のあり方を今後検討**する必要がある。

産業保安における今後の技術基準等の策定のあり方（技術基準等の複相化・複線化）

- IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）等の革新的なテクノロジーの進展や設備の高経年化など、これまで経験のない新たな環境変化が生じており、その変化のスピードも著しく速いなか、効果的・効率的に保安レベルを最大限に高める観点から、**技術基準等の策定に関し、国・安全関係団体を中心とした従来の基準策定機能に加えて、民間主導で、国内外の知見と叡智を結集し、最先端の基準策定をしていく新たな基準策定機能（新たなルート）を構築していくことが必要。**
- また、安全確保のための技術的な方策には複数の解があり得る中で、**安全確保を前提に、一つの基準のみならず、複数の異なる基準が存在することを許容する**（技術基準等の複相化・複線化を許容する）ことが適切。



34

A認定事業者向けの特例措置について（振り返り）

- 高圧ガス小委員会において、A認定事業者向けの特例措置として、検査等に係る基準・規格の柔軟化のための新たな仕組みの導入について御審議いただいた。
- 審議の結果、民間規格評価機関は技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承され、第25回高圧ガス小委において今後の進め方を御示した。

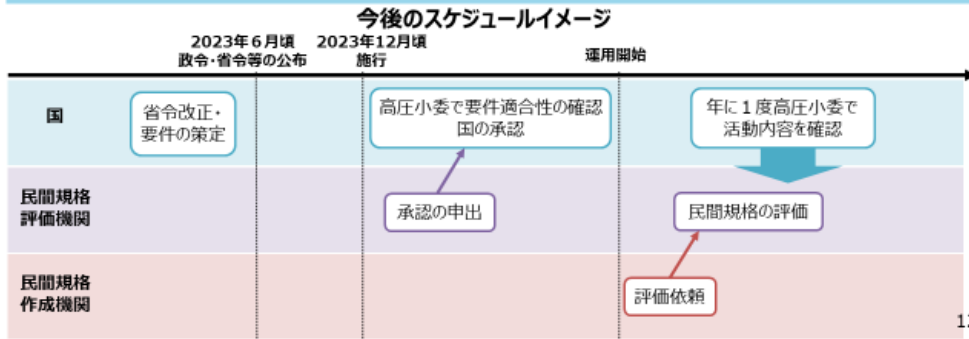
5-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する。
 - 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認し、必要があると認められる場合は改善指導等を行う。
 - 民間規格評価機関は、年1回以上の外部評価を受け、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。
- 国による民間規格評価機関の承認
- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
 - 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。
- 国による確認
- 国は、年に1回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。
- 外部機関による評価
- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

22

4-1. A認定事業者向け特例措置（今後の進め方）

- これまで2回の高圧ガス小委員会の審議において、民間規格評価機関は技術評価委員会（技術的な側面の評価を行う）及び民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための十分かつ確実な評価体制を構築する方針が了承された。
- 上記内容を含む民間規格評価機関の要件案（別紙）について、御確認いただきたい。
- 今後、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が評価機関の要件を満たしていることを確認した上で国が承認を行うほか、年に1度（3月頃）、民間規格評価機関の活動内容を確認する。
- なお、現行のスーパー認定事業者についても、民間規格評価機関が妥当性を確認した規格を活用することができる。



12

民間規格評価機関に係る規定等の整備

- 新認定制度の詳細を定める「コンビナート等保安規則等（令和5年12月21日改正）」において、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、特例が認められることとし、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができることとした。
（例：コンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号）
- 併せて、民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法第35条第4項における保安検査の方法に位置付けるために、コンビ則第49条の7の13第5項第3号等に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセス及び民間規格評価機関の要件を通達にて定めた。

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）

（保安検査等の特例）

第四十九条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2～4（略）

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二（略）

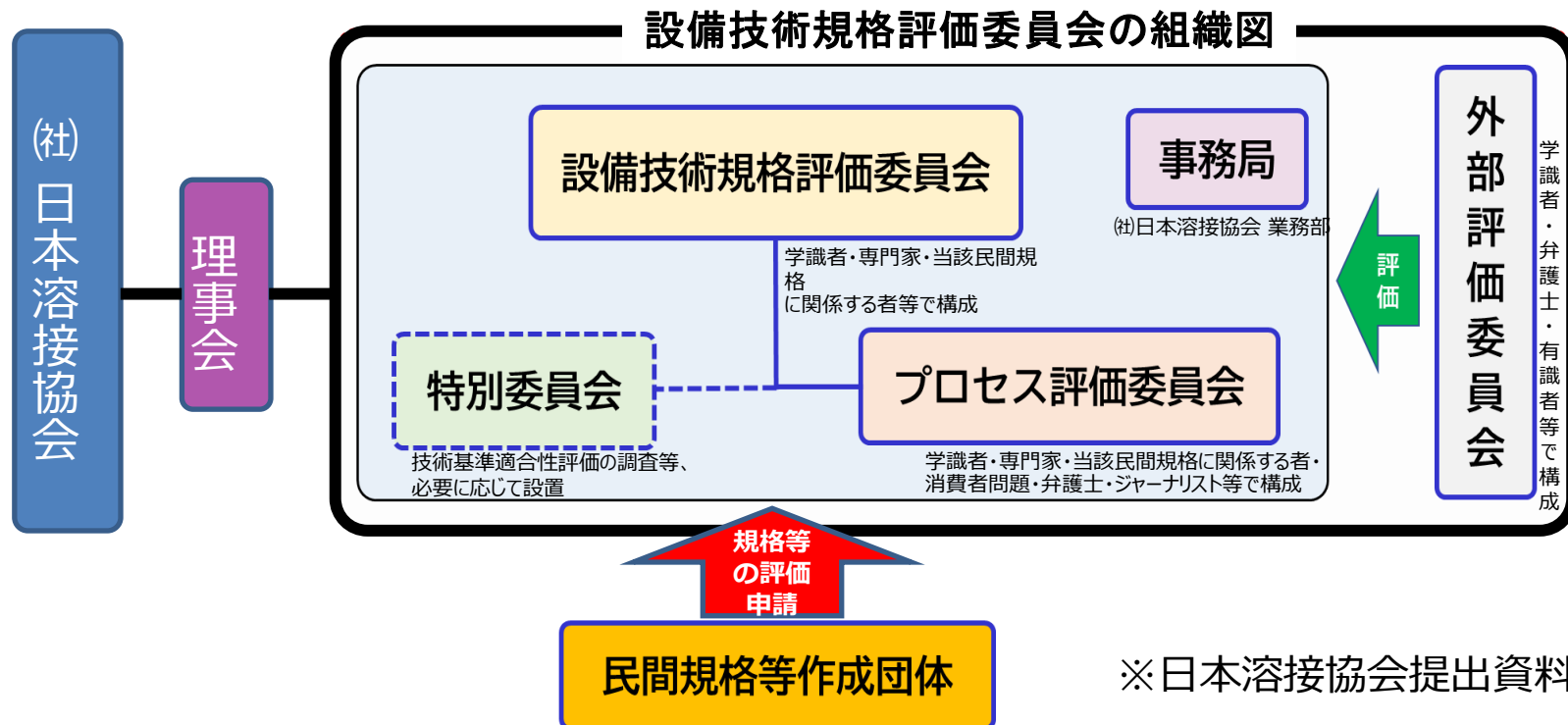
三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6（略）

経済産業省	
官 印 省 略	
20231213保局第3号	
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のように制定する。	評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法におけるの方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）
令和5年12月21日	を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第4項検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧（昭和41年通商産業省令第53号）第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート（昭和61年通商産業省令第88号）第49条の7の13第5項第3号に基づき、民間において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを、
経済産業大臣官房技術総括・保安等課官	規 格 等：業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制定した保安検査に用いる規格
民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）	審 査 要 素：民間規格等が保安検査の方法としての妥当性を有するか否かについて評価する機能を有する機関をいう。
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のとおり定める。	の保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスとあり、「民間規格評価機関の要件」（以下「要件」という。）を定め、この民間規格評価機関になろうとする者の申出により、あらかじめ民間規格等を評価能力を有することを確認し、公表する。国により公表された民間規格評価機関した民間規格等は、保安検査の方法としての妥当性が確認されたものとみなす。が民間規格評価機関として公平性、公正性、公開性及び技術的能力・管理能力のこと。
	該機関が別添に示す要件を満たしていることを確認することにより行う。による評価プロセスが適切であること。
	該機関が要件を満たしていることを確認するとともに、当該機関による評価プロセスに実施されることを確認する。
	が評価・承認した民間規格等について十分な説明責任を果たすことができること。
附 則	要件に従った適切な評価の実施確認は、別添に示す要件に基づき評価委員会へ規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によとの確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された場合は、民間規格評価機関が評価した民間規格等については、国は保安検査の方法として妥当性を確認しないことができる。
この規程は、令和5年12月21日から施行する。	

2-1. 民間規格評価機関について【審議】

- 一般社団法人日本溶接協会（以下「日本溶接協会」という。）より、民間規格等を評価・承認できる能力を有することの確認の申出があった。
- 「国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。」（第24回高圧小委資料1）としていることから、日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が民間規格評価機関の要件を満たしているかについて、御確認いただきたい。



(参考) 日本溶接協会 設備技術規格評価委員会の規則及び関連要領

設備技術規格評価委員会 規則

民間規格等の規格評価の審議に係る要領

(以下「民間規格等の審議に係る要領」という。)

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

情報公開等に係る要領

外部評価等に係る要領

異議申し立て等に係る要領

(以下「異議申立等対応要領」という。)

2-2. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（1）一般要求事項

※日本溶接協会提出資料より抜粋

※民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規) (20231213保局第3号)

通達※に規定する要件（1）一般	委員会規則及び関連要領における規定	適否
①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、 <u>差別的であってはならない。</u>	○候補機関は、「<u>公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること</u>」等を目的として規定。 【規則 第1条】 ○候補機関は、民間規格等の評価を行う手順については、<u>公正性、客観性、透明性を持った評価プロセス</u>となるよう、規則及び関係要領で規定。 【規則 第4条、第9条、第10条、第11条、第13条、第17条、第18条、第23条】 【情報公開等に係る要領 1. ～5. 】 【異議申立等対応要領 1.～17. 】	適
②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、 <u>要請があった評価に関係する事項に限定</u> しなければならない。	○候補機関が、評価申請を受けた場合、「<u>評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な資料の提出(以下、審議資料)を求めること</u>」及び「<u>審議資料に基づき審議すること</u>」を要領で規定。 【民間規格等の審議に係る要領 1. ～3. 】	適

2-3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（2）組織①

通達に規定する要件（2）組織	委員会規則及び関連要領における規定	適否
①民間規格等の評価を行うに当たって、<u>高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること</u>」を目的として規定。 【規則 第1条】 ○候補機関は、その業務として「<u>民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。</u>」と規定。 【規則 第3条】 ○候補機関は、「<u>本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る日本溶接協会を含む関連団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>」と規定。 【規則 第4条】 ○候補機関は、「<u>プロセス評価委員会</u>」を置き、「<u>プロセス評価委員会は、本委員会(技術評価委員会に相当。以下同様。)</u>により審議、承認された民間規格等に対して、<u>本委員会の審議内容ならびに制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行うための審議、承認を行う。</u>」と規定。 【規則 第12条】	適

2-3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（3）組織②

通達に規定する要件（2）組織	委員会規則及び関連要領における規定	適否
② <u>民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。</u> また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。	○候補機関は、「<u>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>」と規定。 【規則 第13条】	適
③ <u>評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。</u>また、<u>事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者</u>でなければならない。	○候補機関は、「<u>審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、(委員会の)決議に参加できない。</u>」と規定。 【規則 第7条】 ○候補機関は、「<u>事務局員は民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。</u>」と規定。 【規則 第21条】	適

2-3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（4）組織③

通達に規定する要件（2）組織	委員会規則及び関連要領における規定	適否
④民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、<u>その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。</u>	○候補機関は、本委員会及びプロセス評価委員会は、知的財産権及び個人情報保護が必要な場合等別に定める場合を除き、<u>原則公開としている。</u> 【規則 第11条、第18条】 ○候補機関は、外部へ公開する内容として「<u>公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容</u>」と規定し、関係する分野を明確にしている。 【情報公開等に係る要領 1. 】	適
⑤評価委員会の<u>審議の内容</u>については、<u>傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開</u>されなければならない。	○候補機関は、委員会の審議の内容について、「<u>傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。</u>」と規定。 【情報公開等に係る要領 3.（1）】	適

2-3. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（5）組織④

通達に規定する要件（2）組織	委員会規則及び関連要領における規定	適否
⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、<u>評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>各委員会を非公開とする場合の理由と非公開とする場合の明示方法</u>」について規定。非公開とする場合の理由は以下のとおり。 a. <u>特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> b. <u>個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> c. <u>個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> d. <u>その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</u> なお、審議を非公開とする場合には、<u>議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。</u> 【情報公開等に係る要領 3.（2）】	適

2-4. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（6）評価プロセス①

通達に規定する要件 (3) 評価プロセス	委員会規則及び関連要領における規定	適否
①評価される<u>民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。</u>	○候補機関は、本委員会の委員は「<u>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>」、プロセス評価委員会の委員は「<u>民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>」と規定。 【規則 第4条、第13条】	適
②民間規格評価機関は、<u>規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。</u>	○候補機関は、「<u>前条の本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体に対して、実費の負担を求めることができる。</u>」と規定。 【規則 第23条】	適
③民間規格評価機関は、<u>評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。</u>	○候補機関は、「<u>本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る日本溶接協会を含む関連団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>」「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。」と規定。 【規則 第4条、第13条】	適

2-4. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（7）評価プロセス②

通達に規定する要件 (3) 評価プロセス	委員会規則及び関連要領における規定	適否
④民間規格評価機関は、<u>作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。</u>」と規定し、異議申立等要領を定めている。 【規則 第20条】 【民間規格等の審議に係る要領 7.】 【異議申立等対応要領 第1章～第4章】	適
⑤民間規格評価機関は、<u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</u>	○候補機関は、<u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、規則及び各種要領にて規定。</u> 【規則 第7条、第10条、第16条】 【民間規格等の審議に係る要領 2. ～ 3.】 【情報公開等に係る要領 1.】	適

2-4. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（8）評価プロセス③

通達に規定する要件 (3) 評価プロセス	委員会規則及び関連要領における規定	適否
⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、<u>保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</u> ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。 ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。 ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。 ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。	○候補機関は、「<u>本委員会では、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2.要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。</u>」と規定。 【民間規格等の審議に係る要領 2.（4）】 ○候補機関は、「<u>民間規格等作成団体より審議に必要な資料の提出を受け、以下の観点から評価した結果をまとめた技術評価書を作成する。</u>」と規定。 ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。 ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。 ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。 ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 【民間規格等の審議に係る要領 2.（1）】 ○候補機関は、「<u>プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。</u>」と規定。 【民間規格等の審議に係る要領 3.（4）】	適

2-4. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（9）評価プロセス④

通達に規定する要件 (3) 評価プロセス	委員会規則及び関連要領における規定	適否
⑦民間規格評価機関は、<u>民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。</u>ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。	○候補機関は、「<u>事業年度ごとに事業計画を作成</u>」及び「<u>本委員会のホームページにより各委員会の情報として、事業計画を常時公開する。</u>」ことを規定。 【規則 第3条】 【情報公開等に係る要領 3. (1)】	適
⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより<u>民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。</u>また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。	○候補機関は、「<u>本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。</u>」と規定する。主な手順は以下のとおり。 ・パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に技術評価書(案)を提出する。 ・パブリックコメントは、<u>少なくとも30日間(最長60日間)の意見公募期間を設け、技術評価書(案)を添付して広く意見募集を実施して行う。</u> ・委員長は、<u>パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書(案)の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。</u> 【民間規格等の審議に係る要領 2. (6)】	適
⑨民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、<u>自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名により関係行政機関に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。</u>」と規定。 【民間規格等の審議に係る要領 3. (6)】	適

2-5. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（10） 評価業務管理

通達に規定する要件 (4) 評価業務管理	委員会規則及び関連要領における規定	適否
①民間規格評価機関は、<u>規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。</u>」と規定。 【規則 第20条】 【民間規格等の審議に係る要領 7. (1)】	適
②評価した規格について、<u>規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>リスト化された民間規格等が、評価完了時点から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。</u>」と規定。 【規則 第28条】 【民間規格等の審議に係る要領 3. (7)】	適
③民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その<u>記録を適切に維持管理しなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。</u>」と規定。 【規則 第26条】	適
④民間規格評価機関は、<u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u>	○候補機関は、「<u>民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年1回、有識者による外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。</u>」と規定。 【規則 第27条】	適

2-6. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（11）国による指導等

通達に規定する要件 (5) 国による指導等	委員会規則及び関連要領における規定	適否
民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う<u>評価プロセスへの関与を受け入れなければならない</u>。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき<u>国が行う改善指導等に従わなければならない</u>。	○候補機関は、「<u>関係行政機関の職員は、委員会に参加することができる。</u>」及び「<u>民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、委員会はそれに従うものとする。</u>」と規定。 【規則 第9条、第17条、第27条】	適

2-7. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（12）まとめ

- 日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が通達（※）に規定する民間規格評価機関の要件に適合しているかについては、一般、組織、評価プロセス、評価業務管理、国による指導等の項目において事務局が適合性を確認したところ。
- 日本溶接協会に設置される設備技術規格評価委員会が民間規格評価機関の要件を満たしているかについて、御確認いただきたい。それを踏まえ、今後、国として承認にむけた判断を行う。

※民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)
(20231213保局第3号)

（参考）評価プロセスにおける国の関与

承認した後、国は、民間規格評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への立会い等により確認するとともに、民間規格評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する（第24回高圧小委資料1）。



高圧ガス小委員会にて、年1回、民間規格評価機関の活動について報告し、当該機関が民間規格を適切に評価・承認できることの確認を実施。